

## 柏市公共基準点管理保全要領

制定 平成21年1月5日

施行 平成21年2月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、本市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の使用及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この要領において「公共基準点」とは、1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものであって、本市が管理するものをいう。

(公共基準点使用承認等)

第3条 公共基準点を使用しようとする者に対し、あらかじめ柏市公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を提出させ、市長の承認を受けさせるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請が公共基準点の管理保全上支障がないと認めるときは、当該申請者に対し、柏市公共基準点使用承認書（様式第2号）を交付することにより、使用の承認をするものとする。この場合において、市長は、当該承認に必要な条件を付すことができる。

3 前項の規定による承認を受けた者（以下「基準点使用者」という。）に対し、公共基準点を使用するときは、交付を受けた使用承認書を携行させ、本市職員、土地所有者等又は関係人から請求があつた場合には、これを提示させるものとする。

4 基準点使用者に対し、公共基準点の使用に当たっては、当該基準点が本市の管理する道路敷以外の場所に存する場合には、あらかじめ当該土地、建物等の所有者その他の権原を有する者から立入りの承諾を得させるものとする。

5 基準点使用者に対し、公共基準点の使用に際し、当該使用承認

に付された条件を厳守させるものとする。

- 6 基準点使用者に対し，兼用基準点（公共基準点と他の地方公共団体等が管理する測量基準点との兼用点をいう。）を使用する場合は，当該兼用基準点の管理者である他の地方公共団体等の許可を得させるものとする。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず，土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が公共基準点を使用しようとする場合においては，当該土地家屋調査士会にあらかじめ柏市公共基準点使用包括承認申請書（様式第1号の2）を提出させ，市長の承認を受けさせることができるものとする。
- 8 市長は，前項の規定による申請が公共基準点の管理保全上支障がないと認めるときは，当該土地家屋調査士会に対し，柏市公共基準点使用包括承認書（様式第2号の2）を交付することにより，使用の承認をするものとする。この場合において，市長は，当該承認に必要な条件を付すことができる。
- 9 前項の規定による包括承認の有効期間は，当該包括承認を行った日から当該包括承認を行った日の属する年度の末日までとする。
- 10 第3項から第6項までの規定は，第8項の規定による包括承認を行った場合に準用する。この場合において，第3項中「前項の規定による承認を受けた者」とあるのは「第8項の規定による包括承認を受けた土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士」と，「交付を受けた使用承認書」とあるのは「土地家屋調査士会員証」と読み替えるものとする。

（報告）

- 第4条 基準点使用者~~は~~に対し，公共基準点の使用を終了したときは，柏市公共基準点使用報告書（様式第3号）により速やかに当該使用の結果を市長に報告させるものとする。
- 2 基準点使用者及び前条第8項の規定により包括承認を受けた土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士に対し，使用する公共基準点に異状があったときは，柏市公共基準点異状報告書（様式第4号）により市長に報告させるものとする。
  - 3 市長は，前項の規定による報告を受けたときは，速やかに必要な対策を講じるものとする。

4 前条第8項の規定により包括承認を受けた土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が公共基準点の使用を終了したときは、毎月10日までに、前月の使用結果について、柏市公共基準点使用報告書（包括承認用）（各土地家屋調査士用）（様式第3号の2）に精度管理表、基準点網図等を添付してその所属する土地家屋調査士会に提出することにより報告させるものとする。

5 前条第8項の規定により包括承認を受けた土地家屋調査士会がその所属する土地家屋調査士から前項に規定する使用報告書等の提出を受けたときは、当該使用報告書等を添付して、毎月15日までに、前月の使用結果について、柏市公共基準点使用報告書（包括承認用）（土地家屋調査士会用）（様式第3号の3）を提出することにより市長に報告させるものとする。

（工事施工の届出等）

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）に対し、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ、柏市公共基準点付近での工事施工届出書（様式第5号）を市長に提出して、市長と当該公共基準点の保全のために必要な措置について協議させるものとする。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請し、又は協議をする場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する「公共基準点の効用に支障を来すおそれのある工事等」とは、次に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼすくい打ち又はくい抜き工事のうち、公共基準点からくい又は車両及び重機等までの距離が5メートル以下となるもの

(3) その他市長が公共基準点の管理保全に著しい支障を来すと認める工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付させるものとする。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削等の位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図及び引照点成果表

(3) 写真（公共基準点，公共基準点周辺及び全引照点の確認できるもの）

4 工事施工者に対し，公共基準点付近での工事がしゅん工したときは，速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第6号）を市長に提出させ，市長の確認を受けさせるものとする。

5 前項の報告書には，次に掲げる図書を添付させるものとする。  
(1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図，成果表等）

(3) 点の記

(4) 柏市公共基準点現況報告書

6 工事施工者に対し，公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障を来した場合は，市長と協議した後，柏市公共基準点復旧承認申請書（様式第7号）を市長に提出させるものとする。

7 市長は，前項の規定による申請が適当と認めるときは，当該申請者に対し柏市公共基準点復旧承認書（様式第8号）を交付するものとする。

8 本市が発注する道路掘削工事において，工事主管部署の長は，公共基準点付近での工事及び公共基準点の復旧について，公共基準点主管部署の長と協議するものとする。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者に対し，当該工事において公共基準点の一時撤去又は移転をする必要が生じる場合には，工事開始の1か月前までに柏市公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第9号）を提出させるものとする。

2 市長は，前項の規定による申請がやむを得ないと認めるときは，当該申請者に対し柏市公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第10号）を交付するものとする。

3 本市が発注する道路掘削工事において，工事主管部署の長は，当該工事において公共基準点の一時撤去又は移転をする必要が生じる場合には，工事開始の1か月前までに柏市公共基準点（一時撤去・移転）承認協議書（様式第11号）を公共基準点主管部署

の長に提出するものとする。

4 公共基準点主管部署の長は、前項の規定による協議がやむを得ないと認めるときは、当該本市が発注する道路掘削工事に係る工事施工者に対し柏市公共基準点（一時撤去・移転）回答書（様式第12号）により回答するものとする。

5 第1項に規定する申請書及び第3項に規定する協議書には、次に掲げる図書を添付させるものとする。

(1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

6 公共基準点の設置されている土地、建物等の所有者その他権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）に対し、公共基準点の一時撤去又は移転をする必要が生じる場合は、柏市公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第13号）を市長に提出させるものとする。

（機能回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去若しくは移転をし、又は当該工事により公共基準点を滅失若しくはき損してその効用に支障を来したときは、原則として、当該工事施工者に、柏市公共測量作業規程（平成20年11月20日改定）に基づき公共基準点を原状に機能回復させ、かつ、測量成果を修正させるものとする。この場合において、同一構造による公共基準点の設置が不可能な場合は、機能回復の方法を市長と協議させるものとする。

（機能回復の工事）

第8条 公共基準点の機能回復のための測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として、原因者である工事施工者に行わせるものとする。第6条第6項の規定により、土地所有者等から公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合における設置工事については、本市が行うものとする。

2 測量の成果の修正に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項及び第40条その他関係法令に基づき市長が行うものとする。この場合において、測量実務及び手続に必要な測量成果品一

式の作成は，当該工事施工者に求めるものとする。

- 3 設置工事を行う工事施工者に対し，公共基準点の設置位置及び施工方法について，舗装復旧前に市長と協議させるものとする。
- 4 設置工事に当たって測量標等は，原則として既設のものを使用させるものとする。使用不可能な場合にあっては，別途市長と協議させるものとする。
- 5 設置工事を行う工事施工者に対し，当該設置工事の品質，出来形，工程，工事実施状況等を明らかにする写真を撮影させるものとする。
- 6 設置工事を行う工事施工者に対し，当該設置工事がしゅん工したときは，速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第14号）に前項の写真及び次に掲げる書類を添えて市長に提出させ，及び検査を受けさせるものとする。
  - (1) 写真（測量標及び測量標の周辺が確認できるもの）
  - (2) 復旧測量作業略図
  - (3) 新旧位置明細書
  - (4) 建標承諾書
  - (5) 基準点網図
  - (6) 観測手簿
  - (7) 観測記簿
  - (8) 計算簿
  - (9) 点の記
  - (10) 成果表
  - (11) 精度管理表
  - (12) 点検測量簿
  - (13) 平均図
  - (14) 観測図
  - (15) 成果数値データ
  - (16) 基準点現況調査報告書
  - (17) 測量標設置位置通知書
- 7 設置工事を行う工事施工者が前項の規定による検査に合格しなかったときは，直ちに補修させ再検査を受けさせるものとする。  
（費用の負担）

第9条 設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量に要する費用は、原則として、工事施工者に負担させるものとする。ただし、第6条第6項の規定により、土地所有者等から公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合における設置工事については、この限りでない。

（測量の方法）

第10条 公共基準点の効用の確認のための測量及び機能回復を行うための測量は、測量法第48条に定める測量士及び測量士補に施行させなければならない。

2 公共基準点の効用の確認のための測量及び機能回復を行うための測量に係る次に掲げる事項は、市長が別に定める。

- (1) 実施基準
- (2) 測量に使用する機器
- (3) 測量作業の観測及び精度
- (4) 計算方法及び点検計算の方法
- (5) 平均計算の方法

（新点の引継ぎ）

第11条 市長は、新設基準点（以下「新点」という。）が次に掲げる全ての条件を満たすときは、その管理保全を引き継ぐものとする。

- (1) 測量法第36条の規定による公共測量実施計画書を国土交通省国土地理院長に提出し、その承認を受けたものであること。
- (2) 基準点を与点として設置したものであること。
- (3) 柏市公共測量作業規程に定める精度以上のものであること。
- (4) 国土地理院登録測量成果検定機関の検定を受けたものであること。
- (5) 今後の測量に利用できるものであること。

（検査）

第12条 市長は、第5条、第6条及び第8条の規定に基づき行う測量作業が完了したときは、検査を行うものとする。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，令和 6 年 4 月 18 日から施行する。



様式第1号（第3条第1項）

## 柏市公共基準点使用承認申請書

年 月 日

柏市長 あて

住所  
申請者  
氏名

柏市公共基準点管理保全要領第3条第1項の規定により公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
測量地域		
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
備考		

様式第 1 号の 2 (第 3 条第 7 項)

## 柏市公共基準点使用包括承認申請書

年 月 日

柏市長 あて

住所

申請者

氏名 ○○土地家屋調査士会  
会長 ○ ○ ○ ○

柏市公共基準点管理保全要領第 3 条第 7 項の規定により公共基準点の使用について、次のとおり包括承認を申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
測 量 地 域	柏市内全域
使用する公共基準点	柏市が管理する全ての公共基準点
測 量 方 法	
申 請 者	名 称
	代表者氏名
	所在地
測量作業担当者	○○土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士  TEL
備 考	

様式第3号（第4条第1項）

<p>柏市公共基準点使用報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>柏市長 あて</p> <p style="text-align: center;">住所 報告者 氏名</p> <p>柏市公共基準点管理保全要領第4条第1項の規定により公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用した公共基準点	計 点	
使用承認番号	承認番号 年 月 日 第 号	
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
使用結果 (精度)	No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 :	
備考		

様式第3号の2（第4条第4項）

柏市公共基準点使用報告書（包括承認用）  
（各土地家屋調査士用）

年 月 日

柏市長 あて

住所  
報告者  
氏名

柏市公共基準点管理保全要領第4条第4項の規定により公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)		
測量地域			
使用した公共基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号 年 月 日 第 号		
測量計画機関	名称		
	代表者氏名		
	所在地	TEL	
使用結果 (精度)	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :
	No.	～No.	相対精度 1 :

※毎月10日までに前月の使用結果について次の各号に掲げる書類を添付して土地家屋調査士会に提出してください。

- (1) 精度管理表
- (2) 成果表，基準点網図の写し等
- (3) 与点間点検測量結果（GPS観測の場合は除く。）
- (4) 機器検定書写し（有効期間内のもの）

様式第3号の3（第4条第5項）

柏市公共基準点使用報告書（包括承認用）  
（土地家屋調査士会用）

年 月 日

柏市長 あて

住所

報告者

氏名 ○○土地家屋調査士会  
会長 ○ ○ ○ ○

柏市公共基準点管理保全要領第4条第5項の規定により公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用承認番号	承認番号	年 月 日	第 号
使用期間	( 年 月 日から 年 月 日まで 日間)		
使用した公共基準点	計 点		
測量計画機関	名称		
	代表者氏名		
	所在地	Tel	
使用結果（精度）	※別紙のとおり		

※毎月15日までに前月の使用結果について、各土地家屋調査士から提出を受けた柏市公共基準点使用報告書（包括承認用）（各土地家屋調査士用）（様式第3号の2）及びその添付書類を添付して市長に提出してください。

## 柏市公共基準点異状報告書

年 月 日

柏市長 あて

住 所  
使用者  
氏 名

次のとおり公共基準点に異状があったので報告します。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)			
測量地域				
使用承認番号	年 月 日 承認番号 第 号			
使用点番号 (名 称)	所在地	故障の程度	理由	調査年月日

様式第5号（第5条第1項）

## 柏市公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

柏市長 あて

住所  
申請者  
氏名

柏市公共基準点管理保全要領第5条第1項の規定により次のとおり届出します。

工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
工事概要		
公共基準点番号		
占用 企業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
工事 請 負 者	名 称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
添付書類	1 現地案内図    2 断面図    3 平面図    4 引照点図 5 その他	

# 柏市公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

柏市長 あて

住所  
申請者  
氏名

年 月 日付けで届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工したので次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所	柏市	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
公共基準点番号		
公共基準点の状況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工事請負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
添付書類	1 しゅん工写真    2 引照点図    3 測量資料 4 その他	



## 柏市公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

柏市長 あて

住所  
申請者  
氏名

工事により異状を来した公共基準点の復旧について、柏市公共基準点管理保全要領第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所		
復旧する 公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
復旧 工事 請負者	名 称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
備考		

様式第9号（第6条第1項）

## 柏市公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

柏市長 あて

住所  
申請者  
氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、柏市公共基準点管理保全要領第6条第1項の規定により、次のとおり承認を申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
工事請負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
添付書類	1 現地案内図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備考	※現況状況等を記載する	

## 柏市公共基準点（一時撤去・移転）承認協議書

年 月 日

柏市長 あて

所属部署  
申請者  
氏 名

担当者  
連絡先

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、柏市公共基準点管理保全要領第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり承認を申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
工事請負者	名 称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
添付書類	1 現地案内図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備考	※現況状況等を記載する	

## 柏市公共基準点工事しゅん工報告書

年 月 日

柏市長 あて

住所  
報告者  
名称  
担当者

年 月 日付け第 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転・復旧）についてしゅん工したので柏市公共基準点管理保全要領第 8 条第 6 項の規定により次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所	柏市	
工事しゅん工日	年 月 日	
公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
復旧工事又は移転工事の場合		
測量請負者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
備考		

注 協議の場合にあっては、「承認」を「回答」に読み換えるものとする。